

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月12日提出
【発行者名】	ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 八木 健
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町 2 9 番地 1 番町ハウス
【事務連絡者氏名】	大岩 和弘 連絡場所 東京都千代田区一番町 2 9 番地 1 番町ハウス
【電話番号】	03-5210-3342
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり） グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	(1) 当初申込期間 各10億円を上限とします。 (2) 継続申込期間 各1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で半期報告書を提出しましたので、2024年8月27日付をもって提出した有価証券届出書（2024年9月2日付および2025年4月18日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により、訂正済み。以下「原届出書」といいます。）について関係情報を更新・訂正するため、本訂正届出書を提出します。

【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

（前略）

<ファンドの特色>

（中略）

- ①：輸出企業が、輸入企業へ商品等を納品。輸出企業には、輸入企業に対して1-6ヶ月後の期日に支払いを履行させる売掛債権が発生。
- ②-1：日々の運転資金を早期に必要とする輸出企業が、ファクタリング会社経由で投資対象ファンドへ売掛債権を譲渡。
- ②-2：投資対象ファンドが、売掛債権額から“利息相当分”等^{*1}を差し引いた資金をファクタリング会社経由で輸出企業へ送金。
- ③：輸入企業が、売掛債権の支払い期日に売掛債権額を投資対象ファンドへ送金。その結果、“利息相当分”が投資対象ファンドのリターンの源泉となる。

◆ 魅力的なリターンを安定的に獲得

- 投資対象ファンドと類似戦略で運用されるSiegfried Capital Partners Fund S.C.Sp.は、設定後(2018年10月～)で月間リターンがマイナスとなった月は無く、毎年6.5%以上の安定した実績(ドルベース、運用報酬控除後)^{*2}。
- 前述の“利息相当分”が収益の源泉。投資適格の信用格付(S&P格付BBB+以上^{*3})を得ているグローバル企業(輸入企業)に対する売掛債権のみを投資対象とし、アジア圏の中小企業(輸出企業)のビジネスリスクや運転資金需要を反映した金利が設定されるため、信用格付対比で高い利回りの獲得が可能^{*4}。
- 上記類似戦略ファンドにおいて、グローバル企業による売掛債権の支払いがデフォルト(債務不履行)となったケースは無く、短期(1-6ヶ月)の売掛債権を対象に支払い期日までの持ち切りを原則とすることで基準価額の変動を回避。さらに、以下に掲げるようなリスク・ヘッジを実施。

リスク・ヘッジ例

デフォルト対応	投資適格のグローバル企業に対する売掛債権のみを投資対象とし、仮にグローバル企業による支払いにデフォルトが発生した場合もファクタリング会社が保証 ^{*5} 。
検品完了後の資金送金	積荷の受渡及び検品完了後に資金を輸出企業へ送金することにより、取引キャンセルや請求書減額リスクを排除。
コモディティ分野の取引回避	製造や小売分野の取引が中心で、商品劣化や価格変動リスクを伴う農産物や貴金属等のコモディティ分野を原則回避。

（中略）

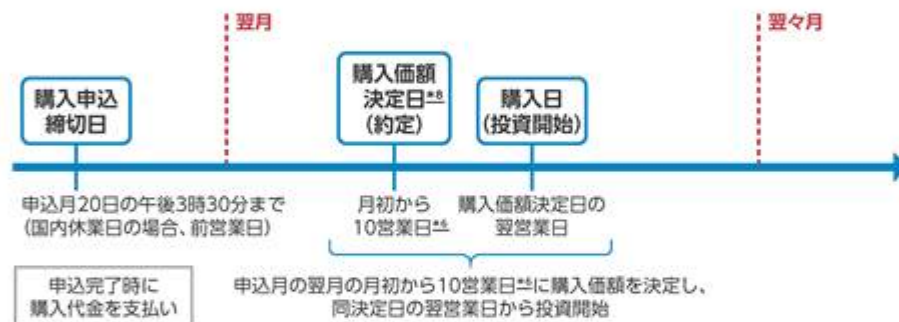
◆ 基準価額の推移に関する注意事項

- 当ファンドの基準価額は、月初から10営業日[※]以内に投資対象ファンドの前月1ヶ月分の運用リターン（売掛債権からの収益）が一度に反映され、それ以外は信託報酬（約0.0017%）等[※]が日々差し引かれる。そのため、運用リターン反映日以外の基準価額は前日比マイナスとなることがある。

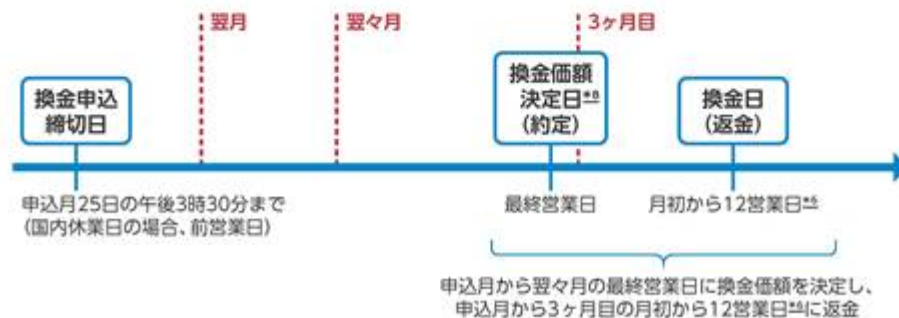
◆ 購入・換金に関する注意事項

- 購入単位、換金単位ともに100万円以上、1円単位。
- 購入や換金の申し込みは、月に1回可能。購入時は申込締切日から実際の投資開始まで約1ヶ月、換金時は申込締切日から返金まで約2ヶ月半を要する。

購入スケジュール



換金スケジュール



- 換金申込額が一定額以上に達した場合や、投資対象ファンドの解約制限等により換金制限を設ける場合がある。詳しくはP.29「追加的記載事項」およびP.31「その他の留意点」を参照。

◆ 投資対象ファンドの運用会社：Siegfried Asset Management社（台湾及び香港）

- 2015年創業。平均21年の運用経験を有する10名の少数精鋭チーム。預かり資産残高は2,452百万ドル（3,925億円）。主要投資家は日欧の銀行及び年金基金に加え、欧州の運用会社やプライベートバンク、日本を含む各国の事業法人等。
- 類似戦略全体では12,000社以上のグローバル企業（輸入企業）、20,000社以上の中小企業（輸出企業）の売掛債権に係る取引情報がデータベースとして登録され、投資対象となる売掛債権の選定で活用されている。
- 類似戦略ファンドであるVTeam Siegfried Supply Chain Finance Fundが、2022年11月にアジアのヘッジファンド業界で権威ある「HFM アジア・パフォーマンス・アワード 2022」（スペシャリスト・ファイナンス&クレジット部門）を受賞、2023年2月には「Bloomberg Businessweek ヘッジファンド・アワード 2022」（ベスト・エマージング・ヘッジファンド部門）のベスト・パフォーマーを受賞。



Dr. Chi Kang (Silver) Kung
チー・カン（シルバー）・クン博士

ファウンダー /
チーフ・インベストメント・オフィサー

◆ ファクタリング会社：VTeam Financial Service Group社（台湾及び中国等）

- 2008年創業（親会社は1998年創業）。フィンテックを活用したアジア圏で最大級のファクタリング・プラットフォームを構築、2023年の取扱高は248億ドル（3兆4,926億円^{*1}）。世界の大手銀行及び同ファクタリング子会社等で構成されるFCI (Factors Chain International) メンバー。
- サプライチェーン・ファイナンスにおいて親会社も含め20年超の実績。
- 売掛債権購入の平均承認率は8%と非常に厳格な審査がされており、2015年の同社プラットフォーム開始来デフォルト実績は無し。
- Amazonが使用するERPシステム（統合基幹業務システム）と、アジア圏で接続可能なファクタリング・プラットフォーム。
- 中国で権威ある国際銀行会議を運営するThe Asian Banker社より2022年8月に「Best Digital Trade Finance Platform China 2022」を受賞、2023年7月には「Best Business Ecosystem Platform Initiatives in China」を受賞。

^{*1} 投資対象ファンドが輸出企業へ送金を行う金額は、超過担保（売掛債権額の15%以上）を差し引いた額になります。最終的に輸入企業からの売掛債権額の支払いが確認でき次第、超過担保から「利息相当分」及びファクタリング会社の手数料を差し引いた金額が輸出企業へ追加で送金されます。

^{*2} 類似戦略ファンドの設定日は2018年4月30日ですが、最低管理報酬等の影響を排除するため、当リターンは運用資産残高が一定規模になった2018年10月1日より計測しています。

^{*3} S&Pが格付を付与していない、もしくはBBB+に満たないものの、Moody'sによる格付がBaa1以上である企業の売掛債権は投資適格としています。

^{*4} グローバル企業の社債指数であるBloomberg Global Aggregate Corporate Indexの平均利回りと比較しています。

^{*5} ファクタリング会社が請負可能な金額の範囲内となります。ファクタリング会社の詳細についてはP.21「ファクタリング会社」をご覧ください。

^{*6} 投資対象ファンドの休業日により、手続きにかかる日数が追加される場合があります。詳しくはP.34「お申込みメモ」をご覧ください。

^{*7} その他の費用についてはP.35「手続・手数料等」をご覧ください。

^{*8} 当ファンド（為替ヘッジなし）の購入・換金時には、購入・換金価額決定日の前月末時点の為替レートが適用されるため、各申込時点の為替レートからは乖離する場合があります。

^{*9} 2023年12月末時点の情報です。

【ファンドの特色】は、別途記載がある場合を除き、2024年6月末時点の情報です。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

< ファンドの特色 >

（中略）

- ①：輸出企業が、輸入企業へ商品等を納品。輸出企業には、輸入企業に対して1-6ヶ月後の期日に支払いを履行させる売掛債権が発生。
- ②-1：日々の運転資金を早期に必要とする輸出企業が、ファクタリング会社経由で投資対象ファンドへ売掛債権を譲渡。
- ②-2：投資対象ファンドが、売掛債権額から“利息相当分”等^{*1}を差し引いた資金をファクタリング会社経由で輸出企業へ送金。
- ③：輸入企業が、売掛債権の支払い期日に売掛債権額を投資対象ファンドへ送金^{*2}。その結果、“利息相当分”が投資対象ファンドのリターンの源泉となる。

◆ 魅力的なリターンを安定的に獲得

- 投資対象ファンドと類似戦略で運用されるSiegfried Capital Partners Fund S.C.Sp.は、設定後(2018年10月～)で月間リターンがマイナスとなった月は無く、毎年6.5%以上の安定した実績(ドルベース、運用報酬控除後)^{*3}。
- 前述の“利息相当分”が収益の源泉。投資適格の信用格付(S&P格付BBB+以上^{*4})を得ているグローバル企業(輸入企業)に対する売掛債権のみを投資対象とし、アジア圏の中小企業(輸出企業)のビジネスリスクや運転資金需要を反映した金利が設定されるため、信用格付対比で高い利回りの獲得が可能^{*5}。
- 上記類似戦略ファンドにおいて、グローバル企業による売掛債権の支払いがデフォルト(債務不履行)となったケースは無く、短期(1-6ヶ月)の売掛債権を対象に支払い期日までの持ち切りを原則とすることで基準価額の変動を回避。さらに、以下に掲げるようなリスク・ヘッジを実施。

リスク・ヘッジ例

デフォルト対応	投資適格のグローバル企業に対する売掛債権のみを投資対象とし、仮にグローバル企業による支払いにデフォルトが発生した場合もファクタリング会社が保証 ^{*6} 。
検品完了後の資金送金	積荷の受渡及び検品完了後に資金を輸出企業へ送金することにより、取引キャンセルや請求書減額リスクを排除。
コモディティ分野の取引回避	製造や小売分野の取引が中心で、商品劣化や価格変動リスクを伴う農産物や貴金属等のコモディティ分野を原則回避。

（中略）

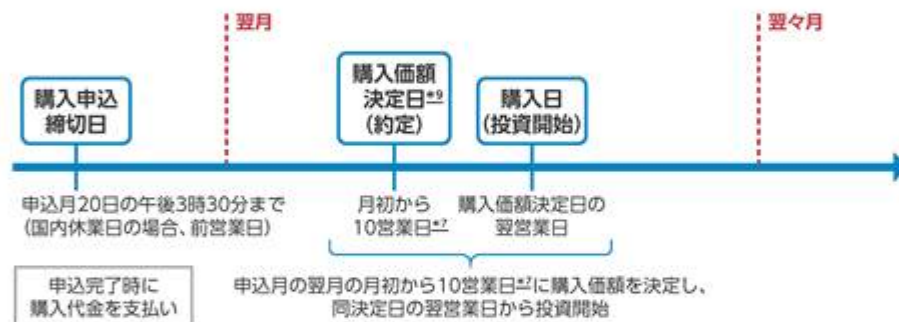
◆ 基準価額の推移に関する注意事項

- 当ファンドの基準価額は、月初から10営業日[※]以内に投資対象ファンドの前月1ヶ月分の運用リターン（売掛債権からの収益）が一度に反映され、それ以外は信託報酬（約0.0017%）等[※]が日々差し引かれる。そのため、運用リターン反映日以外の基準価額は前日比マイナスとなることがある。

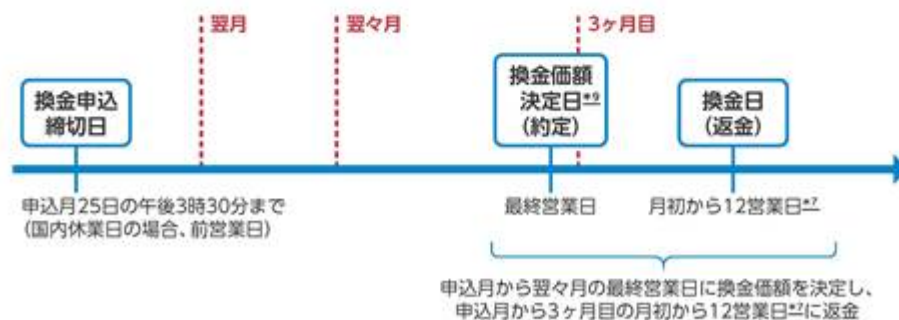
◆ 購入・換金に関する注意事項

- 購入単位、換金単位ともに100万円以上、1円単位。
- 購入や換金の申し込みは、月に1回可能。購入時は申込締切日から実際の投資開始まで約1ヶ月、換金時は申込締切日から返金まで約2ヶ月半を要する。

購入スケジュール



換金スケジュール



- 換金申込額が一定額以上に達した場合や、投資対象ファンドの解約制限等により換金制限を設ける場合がある。詳しくはP.29「追加的記載事項」およびP.31「その他の留意点」を参照。

◆ 投資対象ファンドの運用会社：Siegfried Asset Management社（台湾及び香港）

- 2015年創業。平均20年以上の運用経験を有する10名の少数精鋭チーム。預かり資産残高は2,645百万ドル(4,184億円)。主要投資家は日米欧の銀行、運用会社、プライベート・バンク、年金基金、個人富裕層等。
- 類似戦略全体では12,000社以上のグローバル企業（輸入企業）、20,000社以上の中小企業（輸出企業）の売掛債権に係る取引情報がデータベースとして登録され、投資対象となる売掛債権の選定で活用されている。
- 類似戦略ファンドであるVTeam Siegfried Supply Chain Finance Fundが、2022年11月にアジアのヘッジファンド業界で権威ある「HFM アジア・パフォーマンス・アワード 2022」（スペシャリスト・ファイナンス&クレジット部門）を受賞、2023年2月には「Bloomberg Businessweek ヘッジファンド・アワード 2022」、2025年3月には「Bloomberg Businessweek ヘッジファンド・アワード 2024」のベスト・パフォーマーを受賞。



Dr. Chi Kang (Silver) Kung

チー・カン（シルバー）・クン博士

ファウンダー /

チーフ・インベストメント・オフィサー

◆ ファクタリング会社：VTeam Financial Service Group社（台湾及び中国等）

- 2008年創業（親会社は1998年創業）。フィンテックを活用したアジア圏で最大級のファクタリング・プラットフォームを構築、2024年の取扱高は249億ドル（3兆9,350億円）。世界の大手銀行及び同ファクタリング子会社等で構成されるFCI（Factors Chain International）メンバー。
- サプライチェーン・ファイナンスにおいて親会社も含め20年超の実績。
- 売掛債権購入の平均承認率は8%と非常に厳格な審査がされており、2015年の同社プラットフォーム開始来デフォルト実績は無し。
- Amazonが使用するERPシステム（統合基幹業務システム）と、アジア圏で接続可能なファクタリング・プラットフォーム。
- 中国で権威ある国際銀行会議を運営するThe Asian Banker社より2022年8月に「Best Digital Trade Finance Platform China 2022」を受賞、2023年7月には「Best Business Ecosystem Platform Initiatives in China 2023」を受賞。

^{*1} 投資対象ファンドが輸出企業へ送金を行う金額は、超過担保（売掛債権額の15%以上）を差し引いた額になります。最終的に輸入企業からの売掛債権額の支払いが確認でき次第、超過担保から「利息相当分」及びファクタリング会社の手数料を差し引いた金額が輸出企業へ追加で送金されます。

^{*2} 投資対象ファンドへの支払いは、ファクタリング会社等を経由する場合があります。

^{*3} 類似戦略ファンドの設定日は2018年4月30日ですが、最低管理報酬等の影響を排除するため、当リターンは運用資産残高が一定規模になった2018年10月1日より計測しています。

^{*4} S&Pが格付を付与していない、もしくはBBB+に満たないものの、Moody'sによる格付がBaa1以上である企業の売掛債権は投資適格としています。

^{*5} グローバル企業の社債指数であるBloomberg Global Aggregate Corporate Indexの平均利回りと比較しています。

^{*6} ファクタリング会社が請負可能な金額の範囲内となります。ファクタリング会社の詳細についてはP.21「ファクタリング会社」をご覧ください。

^{*7} 投資対象ファンドの休業日により、手続きにかかる日数が追加される場合があります。詳しくはP.35「お申込みメモ」をご覧ください。

^{*8} その他の費用についてはP.36「手続・手数料等」をご覧ください。

^{*9} 当ファンド（為替ヘッジなし）の購入・換金時には、購入・換金価額決定日の前月末時点の為替レートが適用されるため、各申込時点の為替レートからは乖離する場合があります。

【ファンドの特色】は、別途記載がある場合を除き、2024年12月末時点の情報です。

（後略）

（２）【ファンドの沿革】

<訂正前>

2024年9月13日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始（予定）

<訂正後>

2024年9月13日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

（前略）

■ 委託会社の概況(2024年7月末現在) ■

（中略）

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社(以下、ベイビュー・アセット・マネジメント)について

国内屈指の独立系運用会社として、プティック型ビジネスを展開。

ベイビュー・アセット・マネジメントは、1998年の創業以来、「全ては投資家のために」という企業理念の下で、資産運用業界の変革を目指し邁進してきました。プティックハウスとして、他に無い先進的な運用商品を提供することで、日本を代表する機関投資家、つまりプロの投資家から多大な支持を得て、9,000億円を超える契約総資産額を誇ります。証券会社や銀行、或いは外資等の大手金融グループに属さず、資本と経営の独立性を確保し真の顧客第一を追求する中で、創業来の悲願であるデジタル・マーケティングに挑みます。販売会社を介さず、運用会社が自ら優れた商品を個人投資家に直接届ける、その第一号がグローバル・サプライチェーン・ファンドです。

投資一任及び投資信託の運用を行う金融商品取引業者（不動産関連を除く）として、財務局に登録された約90社中の1社です。内、親会社系列に属さない独立系は10社程度。中でも、会計監査並びに投資一任に関する内部統制監査証明を取得（2012年度以降）する存在として、ガバナンスそしてコンプライアンスも徹底された運用体制を構築しています。
契約総資産額：約8,607億円（2024年3月末現在）
ホームページ：www.bayview.co.jp

<訂正後>

（前略）

■ 委託会社の概況(2025年4月末現在) ■

（中略）

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社(以下、ベイビュー・アセット・マネジメント)について

国内屈指の独立系運用会社として、プティック型ビジネスを展開。

ベイビュー・アセット・マネジメントは、1998年の創業以来、「全ては投資家のために」という企業理念の下で、資産運用業界の変革を目指し邁進してきました。プティックハウスとして、他に無い先進的な運用商品を提供することで、日本を代表する機関投資家、つまりプロの投資家から多大な支持を得て、1兆円を超える契約総資産額を誇ります。証券会社や銀行、或いは外資等の大手金融グループに属さず、資本と経営の独立性を確保し真の顧客第一を追求する中で、創業来の悲願であるデジタル・マーケティングに挑みます。販売会社を介さず、運用会社が自ら優れた商品を個人投資家に直接届ける、その第一号がグローバル・サプライチェーン・ファンドです。

投資一任及び投資信託の運用を行う金融商品取引業者（不動産関連を除く）として、財務局に登録された約90社中の1社です。内、親会社系列に属さない独立系は10社程度。中でも、会計監査並びに投資一任に関する内部統制監査証明を取得（2012年度以降）する存在として、ガバナンスそしてコンプライアンスも徹底された運用体制を構築しています。
契約総資産額：約1兆1,776億円（2025年3月末現在）
ホームページ：www.bayview.co.jp

2【投資方針】

（２）【投資対象】

<訂正前>

（前略）

<当ファンドが投資する投資信託証券の概要>

下記概要は、2024年7月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

（後略）

<訂正後>

（前略）

<当ファンドが投資する投資信託証券の概要>

下記概要は、2025年4月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

（後略）

3【投資リスク】

< 訂正前 >

（前略）

< 参考情報 >

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは設定前のため該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2019年8月～2024年7月）



※上記は5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドは設定前のため、ファンドの騰落率の平均値・最大値・最小値は記載していません。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：ブルームバーグ・グローバル国債インデックス(除く日本)

新興国債：JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に帰属します(TOPIX：株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス：MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債：野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、ブルームバーグ・グローバル国債インデックス(除く日本)：Bloomberg L.P.、JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド：J.P. Morgan Securities LLC)。また、それぞれの主体は当ファンドの運用に関して一切の責任を負うものではありません。

<訂正後>

(前略)

<参考情報>

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2020年5月～2025年4月)

【グローバル・サプライチェーン・ファンド(為替ヘッジあり)】



【グローバル・サプライチェーン・ファンド(為替ヘッジなし)】



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定時=10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。従って実際の基準価額及び基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※データは設定日より掲載しております。なお、ファンドの年間騰落率は設定日より1年が経過していないため、データはありません。

各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に帰属します(TOPIX：株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス：MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債：野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、ブルームバーグ・グローバル国債インデックス(除く日本)：Bloomberg L.P.、JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド：J.P. Morgan Securities LLC)。また、それぞれの主体は当ファンドの運用に関して一切の責任を負うものではありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年5月～2025年4月)



※上記は5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドは設定日より1年が経過していないため、データはありません。

4【手数料等及び税金】

末尾に以下の内容を追加いたします。

〈参考情報〉当ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間が到来していないため、該当事項はありません。

5【運用状況】

原届出書を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

以下は2025年4月30日現在の運用状況であります。

【グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国名／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	10,029	0.00
	ケイマン	2,278,462,010	99.43
	小計	2,278,472,039	99.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		13,128,517	0.57
合 計(純資産総額)		2,291,600,556	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿単価 (円)	帳簿金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイ マン	投資信託 受益証券	Siegfried Global Trade Finance Fund SP Class B (JPY-ACC) Share	22,484.0259	101,229.14	2,276,038,813	101,336.92	2,278,462,010	99.43
2	日本	投資信託 受益証券	マネーボールファンド (FOFs用)	10,000	1.001	10,010	1.0029	10,029	0.00

種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.43
合 計	99.43

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2025年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額（円）	1口当たりの 純資産額（円）
第1中間計算期間末日（2025年3月12日）	271,498,664	1.0042
2024年9月末日	99,967,822	0.9997
10月末日	99,911,655	0.9991
11月末日	106,985,772	0.9999
12月末日	127,925,790	1.0030
2025年1月末日	273,405,706	1.0038
2月末日	275,564,064	1.0044
3月末日	278,421,875	1.0076
4月末日	2,291,600,556	1.0092

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1中間計算期間（2024年9月13日～2025年3月12日）	0.4

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1中間計算期間 （2024年9月13日～2025年3月12日）	277,339,335	6,981,269	270,358,066

（注）第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国名／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	10,029	0.01
	ケイマン	164,029,761	99.66
	小計	164,039,790	99.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		543,101	0.33
合 計(純資産総額)		164,582,891	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿単価 (円)	帳簿金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイ マン	投資信託 受益証券	Siegfried Global Trade Finance Fund SP Class B (JPY-UH-ACC) Share	1,513.8699	103,081.68	156,052,267	108,351.29	164,029,761	99.66
2	日本	投資信託 受益証券	マネーボールファンド (F0Fs用)	10,000	1.001	10,010	1.0029	10,029	0.01

種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.67
合 計	99.67

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2025年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額（円）	1口当たりの 純資産額（円）
第1中間計算期間末日（2025年3月12日）	133,441,807	1.1060
2024年9月末日	99,967,822	0.9997
10月末日	99,911,655	0.9991
11月末日	112,082,233	1.0608
12月末日	117,560,735	1.0521
2025年1月末日	136,117,189	1.1108
2月末日	133,471,260	1.1062
3月末日	135,541,197	1.0786
4月末日	164,582,891	1.0786

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1中間計算期間（2024年9月13日～2025年3月12日）	10.6

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1中間計算期間 （2024年9月13日～2025年3月12日）	123,441,292	2,785,266	120,656,026

（注）第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

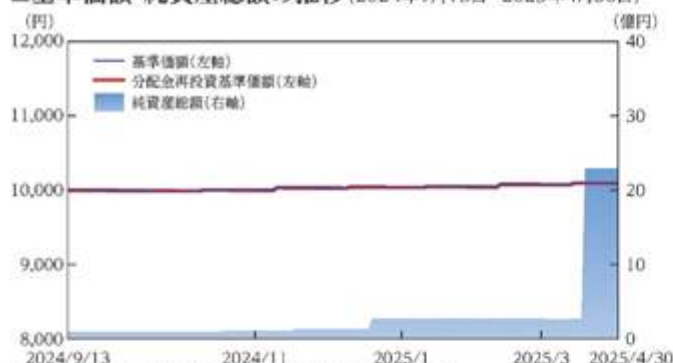
<参考情報> 運用実績

グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）

2025年4月30日現在

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■基準価額・純資産総額の推移（2024年9月13日～2025年4月30日）



※基準価額は、信託報酬及び実績報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。

設定時＝10,000として指数化し表示しております。従って実際の基準価額とは異なる場合があります。

■基準価額・純資産総額

基準価額（1万口当たり）	10,092円
純資産総額	22.9億円

■分配の推移（1万口当たり、税引前）

該当事項はありません。

主要な資産の状況

以下は、投資対象ファンド（ヘッジあり）の状況です。

※当ファンドの基準価額は、投資対象ファンドの前月の運用成果が反映されます。そのため、投資対象別構成比および組入上位10銘柄は投資対象ファンドの2025年3月末現在のポートフォリオ状況となっています。

■資産構成比

資産の種類	比率
投資対象ファンド	99.4%
マネーファンド	0.0%
キャッシュ等	0.6%
合計	100.0%

※資産構成比は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

※マネーファンドは、マネーボールファンドを指しています。

■投資対象別構成比

	比率・数
売掛債権	97.7%
キャッシュ等	2.3%
組入れ企業数	37社
組入れ売掛債権数	269件

※投資対象別構成比は投資対象ファンドにおける各投資対象資産の純資産総額に対する比率です。

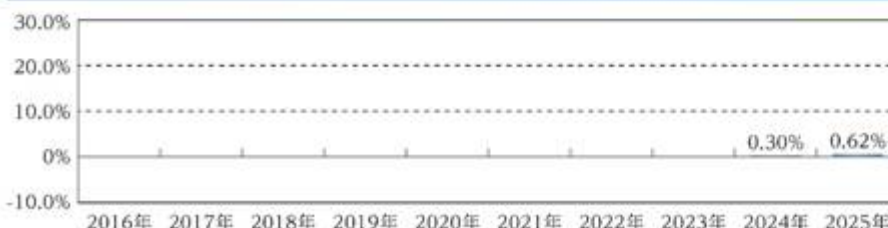
■組入上位10銘柄

組入銘柄数：37銘柄

順位	企業名	国名	業種	格付	保有比率
1	日立製作所	日本	資本財・サービス	A	5.7%
2	ブリヂストン	日本	一般消費財・サービス	A	4.7%
3	クアルコム	米国	情報技術	A	4.7%
4	ルグラン	フランス	資本財・サービス	A-	4.7%
5	アーチャー・ダニエルズ・ミッドランド	米国	生活必需品	A	4.4%
6	アストラゼネカ	英国	ヘルスケア	A+	4.4%
7	小松製作所	日本	資本財・サービス	A	4.2%
8	アプライド・マテリアルズ	米国	情報技術	A	4.0%
9	ウェイト・マネジメント	米国	資本財・サービス	A-	3.9%
10	フォンテラ	ニュージーランド	生活必需品	A-	3.7%

※組入上位10銘柄の保有比率は、投資対象ファンドにおける各投資対象資産の純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出した騰落率です。

※2024年は、設定日（2024年9月13日）から2024年12月30日までの収益率を表示しています。

2025年は、4月30日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

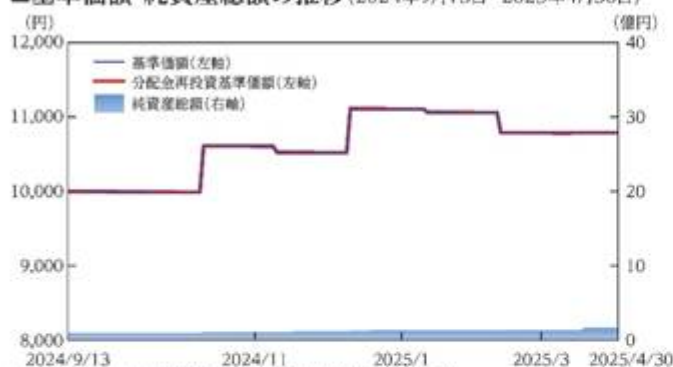
- 上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
- 最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）

2025年4月30日現在

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■基準価額・純資産総額の推移（2024年9月13日～2025年4月30日）



※基準価額は、信託報酬及び実績報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。

設定時＝10,000として指数化し表示しております。従って実際の基準価額とは異なる場合があります。

■基準価額・純資産総額

基準価額（1万口当たり）	10,786円
純資産総額	1.6億円

■分配の推移（1万口当たり、税引前）

該当事項はありません。

主要な資産の状況

以下は、投資対象ファンド（ヘッジなし）の状況です。

※当ファンドの基準価額は、投資対象ファンドの前月の運用成果が反映されます。そのため、投資対象別構成比および組入上位10銘柄は投資対象ファンドの2025年3月末現在のポートフォリオ状況となっています。

■資産構成比

資産の種類	比率
投資対象ファンド	99.7%
マネーファンド	0.0%
キャッシュ等	0.3%
合計	100.0%

※資産構成比は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

※マネーファンドは、マネーボールファンドを指しています。

■投資対象別構成比

	比率・数
売掛債権	97.7%
キャッシュ等	2.3%
組入れ企業数	37社
組入れ売掛債権数	269件

※投資対象別構成比は投資対象ファンドにおける各投資対象資産の純資産総額に対する比率です。

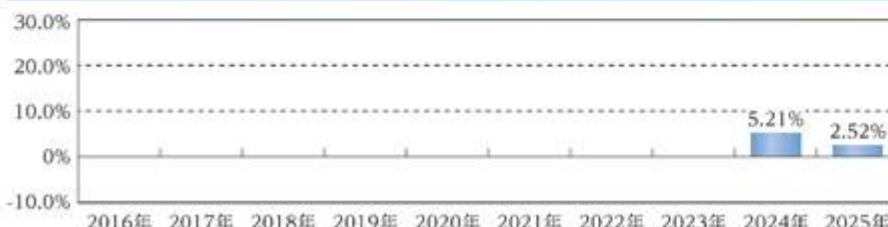
■組入上位10銘柄

組入銘柄数：37銘柄

順位	企業名	国名	業種	格付	保有比率
1	日立製作所	日本	資本財・サービス	A	5.7%
2	ブリヂストン	日本	一般消費財・サービス	A	4.7%
3	クアルコム	米国	情報技術	A	4.7%
4	ルグラン	フランス	資本財・サービス	A-	4.7%
5	アーチャー・ダニエルズ・ミッドランド	米国	生活必需品	A	4.4%
6	アストラゼネカ	英国	ヘルスケア	A+	4.4%
7	小松製作所	日本	資本財・サービス	A	4.2%
8	アプライド・マテリアルズ	米国	情報技術	A	4.0%
9	ウェイズ・マネジメント	米国	資本財・サービス	A-	3.9%
10	フォンテラ	ニュージーランド	生活必需品	A-	3.7%

※組入上位10銘柄の保有比率は、投資対象ファンドにおける各投資対象資産の純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出した騰落率です。

※2024年は、設定日（2024年9月13日）から2024年12月30日までの収益率を表示しています。

2025年は、4月30日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

- 上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
- 最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2024年9月13日から2025年3月12日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

中間財務諸表

【グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期中間計算期間末 2025年3月12日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,099,934
投資信託受益証券	270,910,247
未収利息	63
流動資産合計	276,010,244
資産合計	276,010,244
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,006,492
未払受託者報酬	16,823
未払委託者報酬	471,379
その他未払費用	16,886
流動負債合計	4,511,580
負債合計	4,511,580
純資産の部	
元本等	
元本	270,358,066
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,140,598
元本等合計	271,498,664
純資産合計	271,498,664
負債純資産合計	276,010,244

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

		第1期中間計算期間
		自 2024年9月13日
		至 2025年3月12日
営業収益		
受取利息		3,706
有価証券売買等損益		1,000,237
営業収益合計		1,003,943
営業費用		
受託者報酬		16,823
委託者報酬		471,379
その他費用		16,886
営業費用合計		505,088
営業利益又は営業損失（ ）		498,855
経常利益又は経常損失（ ）		498,855
中間純利益又は中間純損失（ ）		498,855
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う中間純損失金額の 分配額（ ）		12,157
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		670,664
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額		-
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額		670,664
剰余金減少額又は欠損金増加額		16,764
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額		16,764
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額		-
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		1,140,598

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期中間計算期間末 2025年3月12日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	270,358,066口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0042円 (10,042円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第1期中間計算期間末 2025年3月12日現在
1. 中間貸借対照表計上額、 時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（元本の移動）

区分	第1期中間計算期間末
	自 2024年9月13日 至 2025年3月12日
投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	177,339,335円
期中一部解約元本額	6,981,269円

グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）

- 1）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2024年9月13日から2025年3月12日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

		第1期中間計算期間末 2025年3月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		597,477
投資信託受益証券		133,222,715
未収利息		7
流動資産合計		133,820,199
資産合計		133,820,199
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		12,575
未払委託者報酬		352,145
その他未払費用		13,672
流動負債合計		378,392
負債合計		378,392
純資産の部		
元本等		
元本		120,656,026
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		12,785,781
元本等合計		133,441,807
純資産合計		133,441,807
負債純資産合計		133,820,199

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第1期中間計算期間
		自 2024年9月13日
		至 2025年3月12日
営業収益		
受取利息		1,370
有価証券売買等損益		11,512,705
営業収益合計		11,514,075
営業費用		
受託者報酬		12,575
委託者報酬		352,145
その他費用		13,672
営業費用合計		378,392
営業利益又は営業損失（ ）		11,135,683
経常利益又は経常損失（ ）		11,135,683
中間純利益又は中間純損失（ ）		11,135,683
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う中間純損失金額の 分配額（ ）		266,273
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,958,705
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額		-
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額		1,958,705
剰余金減少額又は欠損金増加額		42,334
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額		42,334
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額		-
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		12,785,781

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期中間計算期間末 2025年3月12日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	120,656,026口
2. 1口当たり純資産額	1.1060円
(10,000口当たり純資産額)	(11,060円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第1期中間計算期間末 2025年3月12日現在
1. 中間貸借対照表計上額、 時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（元本の移動）

区分	第1期中間計算期間末
	自 2024年9月13日 至 2025年3月12日
投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	23,441,292円
期中一部解約元本額	2,785,266円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）」

（2025年4月末日現在）

資産総額	2,292,346,365円
負債総額	745,809円
純資産総額（ - ）	2,291,600,556円
発行済口数	2,270,797,677口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0092円 （1万口当たり10,092円）

「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）」

（2025年4月末日現在）

資産総額	164,709,134円
負債総額	126,243円
純資産総額（ - ）	164,582,891円
発行済口数	152,585,671口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0786円 （1万口当たり10,786円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金の額

2024年7月末現在、100百万円

（後略）

< 訂正後 >

2025年4月末現在、100百万円

（後略）

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（前略）

2024年7月31日現在、委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	<u>55</u>	<u>242,280,370,492</u>
単位型株式投資信託	<u>16</u>	<u>189,927,490,480</u>
単位型公社債投資信託	<u>14</u>	<u>28,283,453,642</u>
合計	<u>85</u>	<u>460,491,314,614</u>

< 訂正後 >

（前略）

2025年4月30日現在、委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	<u>56</u>	<u>261,749,725,648</u>
単位型株式投資信託	<u>17</u>	<u>200,673,466,878</u>
単位型公社債投資信託	<u>16</u>	<u>32,157,463,914</u>
合計	<u>89</u>	<u>494,580,656,440</u>

3【委託会社等の経理状況】

原届出書を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期 別 科 目	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		4,078,832		5,092,768
未収委託者報酬		652,164		927,370
未収運用受託報酬		159,306		180,438
未収収益		120,647		176,142
契約資産		90,451		161,314
特定金銭外信託		200,000		200,000
前払費用		22,121		24,171
未収入金		14,280		8,091
その他		8,643		11,147
流動資産合計		5,346,448		6,781,444
固定資産				
有形固定資産	1			
建物	254,863		226,116	
車両運搬具	19,655		13,110	
器具備品	35,770		33,762	
リース資産	7,814		5,304	
有形固定資産合計		318,104		278,293
無形固定資産				
電話加入権	768		768	
ソフトウェア	102,023		114,100	
借地権	121		121	
無形固定資産合計		102,913		114,990
投資その他の資産				
投資有価証券	1,614,319		2,198,835	
長期預金	336,171		-	
長期差入保証金	122,368		122,491	
その他	680		657	
投資その他の資産合計		2,073,539		2,321,983
固定資産合計		2,494,557		2,715,267
資産合計		7,841,006		9,496,712

期 別 科 目	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		390,597		701,537
未払金		100,164		102,577
未払手数料	57,807		60,585	
その他未払金	42,356		41,992	
未払費用		144,385		127,169
未払法人税等		380,932		379,953
未払消費税等		93,523		86,952
リース債務		2,761		2,991
流動負債合計		1,112,364		1,401,182
固定負債				
関係会社長期借入金		4,125		4,125
退職給付引当金		147,074		161,079
資産除去債務		80,899		81,669
繰延税金負債		145,744		220,375
リース債務		6,064		3,303
その他		640		0
固定負債合計		384,549		470,552
負債合計		1,496,913		1,871,735
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
利益剰余金		5,901,877		7,009,299
利益準備金	18,885		18,991	
その他利益剰余金	5,882,991		6,990,308	
繰越利益剰余金	5,882,991		6,990,308	
株主資本合計		6,001,877		7,109,299
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		342,215		515,677
評価・換算差額等合計		342,215		515,677
純資産合計		6,344,092		7,624,977
負債・純資産合計		7,841,006		9,496,712

（２）【損益計算書】

科 目	期 別	前事業年度		当事業年度	
		自 2022年4月 1日		自 2023年4月 1日	
		至 2023年3月31日		至 2024年3月31日	
		内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
営業収益	1				
委託者報酬			2,262,110		3,250,541
運用受託報酬			759,046		809,264
投資助言報酬			22,509		28,859
コンサルティング報酬			933,502		1,044,374
その他			2,708		-
営業収益合計			3,979,876		5,133,038
営業費用					
支払手数料			331,025		394,256
広告宣伝費			12,370		22,302
調査費			198,781		212,129
営業雑経費			9,111		10,039
通信費		4,243		5,041	
協会費		2,441		3,035	
諸会費		1,058		775	
その他		1,368		1,187	
営業費用合計			551,289		638,728
一般管理費					
給料			1,491,535		2,087,269
役員報酬		148,709		159,000	
給料・手当		496,518		505,972	
賞与		846,307		1,422,296	
交際費			14,344		13,902
寄付金			1,170		1,260
旅費交通費			23,214		29,848
租税公課			8,873		6,567
不動産賃借料			172,517		171,110
退職給付費用			32,410		26,627
減価償却費			81,306		83,146
情報機器関連費			126,290		144,714
専門家報酬			44,086		58,659
その他			192,317		240,666
一般管理費合計			2,188,068		2,863,771
営業利益			1,240,518		1,630,538

期 別 科 目	前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日		当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
営業外収益				
受取利息		1,323		4,248
為替差益		66,620		99,592
投資有価証券運用益		33,141		32,458
その他		2,051		2,117
営業外収益合計		103,136		138,417
営業外費用				
支払利息		123		124
営業外費用合計		123		124
経常利益		1,343,531		1,768,831
特別利益				
投資有価証券償還益		37,250		-
投資有価証券解約益		-		643
固定資産売却益		2,052		-
特別利益合計		39,302		643
特別損失				
投資有価証券評価損		15,195		-
固定資産除却損		0		0
特別退職金		-		560
特別損失合計		15,195		560
税引前当期純利益		1,367,638		1,768,915
法人税、住民税及び事業税	589,099		671,055	
法人税等調整額	10,441	578,658	10,624	660,430
当期純利益		788,979		1,108,484

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金				
			繰越利益 剰余金	合計				
当期首残高	100,000	17,292	5,111,535	5,128,827	5,228,827	319,890	319,890	5,548,718
当期変動額								
剰余金の配当		1,593	17,523	15,930	15,930			15,930
当期純利益			788,979	788,979	788,979			788,979
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						22,324	22,324	22,324
当期変動額合計		1,593	771,456	773,049	773,049	22,324	22,324	795,374
当期末残高	100,000	18,885	5,882,991	5,901,877	6,001,877	342,215	342,215	6,344,092

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金				
			繰越利益 剰余金	合計				
当期首残高	100,000	18,885	5,882,991	5,901,877	6,001,877	342,215	342,215	6,344,092
当期変動額								
剰余金の配当		106	1,168	1,062	1,062			1,062
当期純利益			1,108,484	1,108,484	1,108,484			1,108,484
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						173,462	173,462	173,462
当期変動額合計		106	1,107,316	1,107,422	1,107,422	173,462	173,462	1,280,884
当期末残高	100,000	18,991	6,990,308	7,009,299	7,109,299	515,677	515,677	7,624,977

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

 市場価格のない株式等

 移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

 時価法

3．固定資産の減価償却の方法

 (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

 定率法を採用しております。

 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の内部造作及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

 主な耐用年数は以下のとおりです。

 建物 8年～18年

 器具備品 3年～15年

 (2) 無形固定資産

 ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

 (3) リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

 (1) 貸倒引当金

 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

 (2) 退職給付引当金

 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領しております。

(2) 実績委託者報酬

実績委託者報酬は対象となるファンドの基準価額が、特定のベンチマーク等を上回る場合に当該超過額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回、年2回、もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資一任契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) コンサルティング報酬

コンサルティング報酬の一部は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領する契約となっております。

また、その他のコンサルティング報酬は当社と運用業務提携先との契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金負債（純額）	145,744	220,375

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

このうち繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は前事業年度87,653千円、当事業年度103,823千円ありますが、こちらは将来の会計期間における将来減算一時差異等の解消時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した一時差異等の解消の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	314,150千円	343,505千円
車両運搬具	2,454千円	8,999千円
器具備品	123,830千円	134,138千円
リース資産	4,737千円	7,247千円
計	445,172千円	493,890千円

(損益計算書関係)

1 営業収益は、すべて顧客との契約から生じる収益であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	前事業年度増加	前事業年度減少	前事業年度末
普通株式（株）	531	-	-	531

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

(1)配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	15,930	30,000	2022年3月31日	2022年6月23日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,062	利益剰余金	2,000	2023年3月31日	2023年6月22日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	531	-	-	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,062	2,000	2023年3月31日	2023年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,062	利益剰余金	2,000	2024年3月31日	2024年6月25日

（リース取引関係）

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

重要性が乏しいため、注記は省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等の他、ファンド組成のためのシードマネー等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、当社設定ファンドから期末までに日割で計上されたものであり、当該ファンドの決算日の翌営業日に当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとしてのファンド等、時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

ほぼ全ての営業債権は、当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務及び投資有価証券は市場価格及び為替の変動リスクに晒されており、継続的なモニタリングを行うことで、適切なリスク・コントロールに努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,244,310	1,244,310	-
(2) 長期預金	336,171	342,374	6,203
(3) 長期差入保証金	122,368	122,326	41
資産合計	1,702,849	1,709,011	6,161
(1) 関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債合計	4,125	4,224	98

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前事業年度（千円）
組合出資金	370,009

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	1,761,829	1,761,829	-
(2)長期差入保証金	122,491	116,758	5,732
資産合計	1,884,320	1,878,588	5,732
(1)関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債合計	4,125	4,224	98

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当事業年度（千円）
組合出資金	437,005

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,078,832	-	-	-
未収委託者報酬	652,164	-	-	-
未収運用受託報酬	159,306	-	-	-
未収収益	120,647	-	-	-
特定金銭外信託	200,000	-	-	-
長期預金	-	336,171	-	-
合計	5,210,951	336,171	-	-

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,092,768	-	-	-
未収委託者報酬	927,370	-	-	-
未収運用受託報酬	180,438	-	-	-
未収収益	176,142	-	-	-
特定金銭外信託	200,000	-	-	-
合計	6,576,720	-	-	-

(注4) 関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	-	4,125

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	-	4,125

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	1,244,310	-	1,244,310

当事業年度（2024年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	1,761,829	-	1,761,829

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区 分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	-	342,374	-	342,374
長期差入保証金	-	122,326	-	122,326
資産計	-	464,700	-	464,700
関係会社長期借入金	-	4,224	-	4,224
負債計	-	4,224	-	4,224

当事業年度（2024年3月31日）

区 分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	116,758	-	116,758
資産計	-	116,758	-	116,758
関係会社長期借入金	-	4,224	-	4,224
負債計	-	4,224	-	4,224

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の預金に預入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、想定される賃借契約期間において合理的に見積もられた将来キャッシュ・フローを適切な利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を適切な指標に基づく利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	1,218,833	695,654	523,178
小計		1,218,833	695,654	523,178
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	25,477	40,673	15,195
小計		25,477	40,673	15,195
合計		1,244,310	736,327	507,983

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	1,761,829	979,933	781,895
小計		1,761,829	979,933	781,895
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
小計		-	-	-
合計		1,761,829	979,933	781,895

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	129,341	147,074
退職給付費用	32,637	26,975
退職給付の支払額	14,905	12,971
退職給付引当金の期末残高	147,074	161,079

(注) 前事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額227千円、当事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額348千円が含まれております。

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	147,074	161,079
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,074	161,079
退職給付引当金	147,074	161,079
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,074	161,079

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 32,637千円 当事業年度 26,975千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
繰延税金資産				
退職給付引当金	50,871	千円	55,715	千円
資産除去債務	27,982	"	28,248	"
未払事業税	33,980	"	45,020	"
その他	12,009	"	8,062	"
繰延税金資産の小計	124,844	"	137,047	"
評価性引当額	37,191	"	33,224	"
繰延税金資産の合計	87,653	"	103,823	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	180,963	"	266,218	"
その他	52,435	"	57,980	"
繰延税金負債の合計	233,398	"	324,198	"
繰延税金資産(負債)の純額	145,744	"	220,375	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
役員給与等永久に損金に算入されない項目	7.4%	9.3%
住民税均等割等	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	0.4%	0.0%
所得拡大促進税制による税額控除	- %	-6.5%
中小法人の軽減税率	-0.1%	-0.1%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.3%	37.3%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から18年～38年と見積り、割引率は0.41%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
期首残高	80,142	千円	80,899	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	〃	-	〃
時の経過による調整額	757	〃	769	〃
期末残高	80,899	千円	81,669	千円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
顧客からの契約から生じた債権（期首残高）	686,988	940,596
顧客からの契約から生じた債権（期末残高）	940,596	1,283,951
契約資産（期首残高）	-	90,451
契約資産（期末残高）	90,451	161,314

契約資産は、プライベート・エクイティ・ファンドにおける運用業務提携先とのコンサルティング契約について、履行義務の充足に伴って認識された収益のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、契約条件により対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に係る対価は、運用業務提携先との契約に定められた支払条件に従って請求し、受領する取決めとなっております。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務を行っており、これらを集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（2）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（3）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（4）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
3,027,784	796,141	155,950	3,979,876

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
4,065,600	852,243	215,194	5,133,038

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
 前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
 該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
 該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
 前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
 該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
 該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
 前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ベイビュー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	10,000	持株会社	被所有直接100%	役員の兼任あり	利息の支払	123	未払費用	154
							資金の借入	-	関係会社長期借入金	4,125

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針
 過去の取引条件を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ベイビュー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	10,000	持株会社	被所有直接100%	役員の兼任あり	利息の支払	124	未払費用	154
							資金の借入	-	関係会社長期借入金	4,125

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針
 過去の取引条件を勘案して決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
役員	都丸 伸顕	-	-	当社監査役	-

関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
業務委託	税理士報酬	19,588	未払金	11,875

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般の取引条件と同様に決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
役員	都丸 伸顕	-	-	当社監査役	-

関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
業務委託	税理士報酬	39	未払金	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ベイビュー・ホールディングス株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
1株当たり純資産額	11,947,444円21銭	14,359,656円30銭
1株当たり当期純利益金額	1,485,836円94銭	2,087,541円65銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
当期純利益金額	788,979千円	1,108,484千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	788,979千円	1,108,484千円
普通株式の期中平均株式数	531株	531株

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
純資産の部の合計額	6,344,092千円	7,624,977千円
純資産の部から控除する合計額	-	-
普通株式に係る期末の純資産額	6,344,092千円	7,624,977千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	531株	531株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

科 目	当中間会計期間 (2024年9月30日)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		5,398,022
未収委託者報酬		521,524
未収運用受託報酬		132,831
未収収益		157,775
契約資産		179,642
特定金銭外信託		200,032
前払費用		25,072
未収入金	1	8,554
その他		34,151
流動資産合計		6,657,609
固定資産		
有形固定資産	2	262,975
無形固定資産		115,120
投資その他の資産		2,535,426
投資有価証券	2,407,182	
その他	128,243	
固定資産合計		2,913,522
資産合計		9,571,131

科 目	当中間会計期間 (2024年9月30日)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		44,733
未払金		84,429
未払手数料	59,981	
その他未払金	24,447	
未払費用		130,944
未払法人税等		449,526
未払消費税等		27,624
賞与引当金		250,570
その他		2,761
流動負債合計		990,589
固定負債		
関係会社長期借入金		4,125
退職給付引当金		149,170
資産除去債務		82,060
繰延税金負債		102,625
その他		1,922
固定負債合計		339,905
負債合計		1,330,494
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		100,000
利益剰余金		7,698,010
利益準備金	19,097	
その他利益剰余金	7,678,912	
繰越利益剰余金	7,678,912	
株主資本合計		7,798,010
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		442,626
評価・換算差額等合計		442,626
純資産合計		8,240,636
負債・純資産合計		9,571,131

(2) 中間損益計算書

科 目	当中間会計期間	
	自 2024年4月 1日	至 2024年9月30日
	金 額 (千円)	
営業収益		
委託者報酬		1,443,685
運用受託報酬		403,098
投資助言報酬		20,640
コンサルティング報酬		633,880
営業収益計		2,501,305
営業費用		438,297
一般管理費 1		1,027,047
営業利益		1,035,960
営業外収益 2		72,575
営業外費用 3		50,664
経常利益		1,057,871
特別損失		0
税引前中間純利益		1,057,871
法人税、住民税及び事業税		449,838
法人税等調整額		81,739
法人税等合計		368,098
中間純利益		689,772

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	100,000	18,991	6,990,308	7,009,299	7,109,299	515,677	515,677	7,624,977
当中間期変動額								
剰余金の配当		106	1,168	1,062	1,062			1,062
中間純利益			689,772	689,772	689,772			689,772
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						73,051	73,051	73,051
当中間期変動額合計		106	688,604	688,710	688,710	73,051	73,051	615,659
当中間期末残高	100,000	19,097	7,678,912	7,698,010	7,798,010	442,626	442,626	8,240,636

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の内部造作及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～18年
器具備品	3年～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領しております。

(2) 実績委託者報酬

実績委託者報酬は対象となるファンドの基準価額が、特定のベンチマーク等を上回る場合に当該超過額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回、年2回、もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資一任契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) コンサルティング報酬

コンサルティング報酬の一部は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領する契約となっております。

また、その他のコンサルティング報酬は当社と運用業務提携先との契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間（2024年9月30日）

- 1 未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額 2,604千円
- 2 有形固定資産より控除した減価償却累計額 515,846千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産	22,200千円
無形固定資産	18,346千円

2. 営業外収益の主要項目は次のとおりであります。

投資有価証券運用益	67,409千円
-----------	----------

3. 営業外費用の主要項目は次のとおりであります。

為替差損	50,602千円
------	----------

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	531	-	-	531

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,062	2,000	2024年3月31日	2024年6月25日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

重要性が乏しいため、注記は省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（2024年9月30日）

1．金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)投資有価証券	1,902,767	1,902,767	-
(2)長期差入保証金	122,672	115,311	7,360
資産計	2,025,439	2,018,079	7,360
(1)関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債計	4,125	4,224	98

（注1）現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当中間会計期間（千円）
組合出資金	504,415

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

- (注3) 長期差入保証金は事務所及び従業員社宅の賃借契約に伴う敷金であり、時価については当該保証金を一定の期間大口定期預金に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (注4) 関係会社長期借入金 は親会社からの借入金であり、時価は元利金の合計額を新規に金融機関から同一の条件で借入を行う場合の利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	1,902,767	-	1,902,767

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	115,311	-	115,311
資産計	-	115,311	-	115,311
関係会社長期借入金	-	4,224	-	4,224
負債計	-	4,224	-	4,224

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、想定される賃借契約期間において合理的に見積もられた将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間（2024年9月30日）

	種類	貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	1,656,632	979,933	676,699
	小計	1,656,632	979,933	676,699
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	246,135	250,000	3,865
	小計	246,135	250,000	3,865
合計		1,902,767	1,229,933	672,834

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	81,669千円
時の経過による調整額	391千円
当中間会計期間末残高	82,060千円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産の残高等

（単位：千円）

	当中間会計期間
顧客からの契約から生じた債権（期首残高）	1,283,951
顧客からの契約から生じた債権（中間期末残高）	814,735
契約資産（期首残高）	161,314
契約資産（中間期末残高）	179,642

契約資産は、プライベート・エクイティ・ファンドにおける運用業務提携先とのコンサルティング契約について、履行義務の充足に伴って認識された収益のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、契約条件により対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に係る対価は、運用業務提携先との契約に定められた支払条件に従って請求し、受領する取決めとなっております。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務を行っており、これらを集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、報告セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(1)製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
1,850,489	536,620	114,195	2,501,305

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1株当たり純資産額	15,519,089円99銭
-----------	----------------

1株当たり中間純利益金額	1,299,006円72銭
--------------	---------------

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額	8,240,636千円
-----------	-------------

純資産の部から控除する合計額	-
----------------	---

普通株式に係る中間期末の純資産額	8,240,636千円
------------------	-------------

1株当たり純資産額の算定上に用いられた 中間期末の普通株式の数	531株
------------------------------------	------

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

中間純利益金額	689,772千円
---------	-----------

うち普通株主に帰属しない金額	-
----------------	---

普通株式に係る中間純利益金額	689,772千円
----------------	-----------

普通株式の期中平均株式数	531株
--------------	------

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

原届出書を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2024年9月末現在

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2024年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社スマートプラス ^１	100 百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社 ^２	100 百万円	「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業を営んでおります。

１ ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社と協働で業務を行うにあたり、ファンドの募集の取扱いおよび契約締結行為等を行います。

２ 株式会社スマートプラスと協働で業務を行うにあたり、ファンドの募集を行います（契約締結行為等はいりません）。

* 2024年9月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月24日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 小杉 真剛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 後藤 秀洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[当期委託会社中間監査報告書へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月19日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士 大橋 睦

指定社員

業務執行社員

公認会計士 後藤 秀洋

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年 5 月22日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 睦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 秀洋

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）」の2024年9月13日から2025年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）」の2025年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月13日から2025年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2025年 5 月22日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 睦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 秀洋

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）」の2024年9月13日から2025年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）」の2025年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月13日から2025年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[当期委託会社監査報告書へ](#)